

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から4月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

平成22年9月30日

新潟市長 篠田 昭

1 大規模小売店舗の名称，所在地及び設置者

名称 ファミリードラッグ亀田店

所在地 新潟市江南区五月町3丁目564

設置者 株式会社マツモトキヨシ甲信越販売

2 変更しようとする事項

（1）荷さばき施設の位置

・荷さばき

（変更前）届出書に添付された図面のとおり

（変更後）届出書に添付された図面のとおり

（2）廃棄物等の保管施設の位置

・廃棄物保管施設

（変更前）届出書に添付された図面のとおり

（変更後）届出書に添付された図面のとおり

（3）駐輪場の位置

・駐輪場

（変更前）届出書に添付された図面のとおり

（変更後）届出書に添付された図面のとおり

3 変更を予定する年月日

平成23年5月18日（ただし、軽微変更と認められた場合はその日以降）

4 変更しようとする理由

構内の飲食店を小売店に変更することにより、付属施設の位置を変更したため

5 届出年月日

平成22年9月17日

6 縦覧場所

新潟市経済・国際部商業振興課及び新潟市江南区役所産業振興課

7 縦覧期間

平成22年9月30日から平成23年1月30日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先  
商業振興課商業振興係

電 話 025 - 226 - 1633

Eメール [shogyo@city.niigata.lg.jp](mailto:shogyo@city.niigata.lg.jp)